

## 海外工事における争議処理条項の重要性について “擬制変更を崩しつつある事例を通して”

前田建設土木事業本部国際支店台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫

### 1. はじめに

2014年の当学会にて海外工事における“擬制変更”とは何かを説明した。実は2009年当時、現場で類似問題が発生し、施主に設計変更を認定してもらえないまま施工を完了し、大きな損失を計上することとなっていた。2014年の当学会の発表では、すでに工事契約一般条項 V.1 争議処理<sup>1)</sup>条項に従い争議に進んでおり、2015年には訴訟中であるところまで報告していた。ついに昨年2017年10月19日に当訴訟が判決を迎えた。判決では、設計変更であることを含め訴額の70%程度の金額を施主が支払うべきと認められた。しかし施主はこの判決を不服として2017年11月10日に上訴(控訴)した。ここでは、擬制変更となった経緯から原因を探り、次に訴訟の争点および一審判決の要点の紹介から、争議処理条項の重要性を述べる。そして海外公共工事の施工管理のあり方について一考する。今後の海外工事成功戦略の一助になれば有りがたい。

### 2. 擬制変更の成立経緯

この概念は西洋にも日本にもあり、契約管理に巧みな施主(以下甲)に業者(以下乙)がしてやられる代表格の事象である。本件においては、施主の意向で地下鉄駅部の大規模開削工事に伴う中間杭打設工法の変更が口頭で伝えられた。甲は工法変更を設計変更<sup>2)</sup>として文書で指示せず「施工計画書を早く別工法に修正しなさい」「早く施工を開始せよ」「今のままの施工計画では承認しない」と言うばかりで変更指示の記録を残さない。施工計画書は甲の承認が必要であるが、甲はこの書類の中にこの変更が施主の指示である事が第三者に理解できてしまう様な文書が入っていると書類不備として承認しないのである。そしてこの新施工計画書の内容の変更も、迅速処理と甲乙の信頼関係という名目のもとに、口頭指示で変更箇所が伝えられ、変更の途中経過が記録されないようにしながら進められたのである。施工計画書の承認遅れから工事工程が遅れてくると甲は「工期の遅れ」を指摘し始めるのである。「施主とのいざこざを避けたい一心」の乙は、「工事の遅れが、乙の責任である」かのように考え、とにかく工事を早く開始するために施工計画書の早期承認のために甲の意図通りの施工計画書を作成してしまうのである。その後、施工計画書は承認されるが、この時が“擬制変更”(甲の指示による変更ではなく、甲の圧力により乙が強いられた変更)が成立した時となるのである。そして甲は工事が始まる前から既に工事が遅延しているので、乙が自主的に突貫を実施するように強い圧力を掛けてくるのである。乙は「とにかく工期内工事完了が先で協議は後」との考えから適時に設計変更の主張をせず、工事完了の目途が付いた頃から、この工事は甲の意向(指示)にて工法を変更したのだから設計変更のはずという主張をし、追加で発生した工事代金の請求を始めるのである。しかし既に乙の主張は契約にのっとった主張<sup>2)</sup>ではない事(甲が口頭指示をしたと思われる場合、乙は書面で確認する必要がある)から、甲の指示という客観的証拠がないのでこの変更は、乙自身の施工上の都合による変更であると見なされ設計変更の要求は認められない。施主は元々設計変更に対し、契約上不利な証拠を残さない様に組織的に仕組んで業者に対応しているので、契約通りに適時に事実を確認できなかった業者としては、追加費用を請求しても相手にされないのである。ここで追加工事費用を支払ってもらえない事に泣き寝入りせず、原価率の回復を諦めないためには、甲への“お願い”ではなく契約に従い“争議処理”条項に基づく処理しかないのである。争議処理は最終的に施主への提訴へ進む可能性があるが、いまだに裁判に抵抗感がある方がいる事には閉口するものである。

キーワード 海外工事, 擬制変更, 争議処理,

連絡先 前田建設台湾出張所 台北市大同区長安西路205号2F tel. 02-2558-5980 ex. 302

### 3. 原因と争点そして判決

#### (1) 原因

擬制変更に進ませないため、途中で甲の指示の確認、自分の主張（自分らは工法変更の意志はない事）主旨の手紙を發文していれば良かったと思われるが出来ていない。何故出来なかったのか、その原因は我々の根底に「施主は神様である」「施主を怒らせない様にすることが得策」「施主の意向を踏まえて仕事をすれば後からお願いで何とか出来るだろう」風のいわゆる日本式マネジメント手法があった事である。

#### (2) 争議の争点と主張根拠および経緯

追加原価の回収のための、本社のしかるべき地位の方々からの甲へのお願い参りは早々に止めてもらい、我々は一般条項の中の“争議処理”<sup>1)</sup>に従い發文、決められた手順で争議処理を開始した。

・争点は2点：①設計変更指示はあったか、あった場合②設計変更金額はいくらか。

・乙側の主張根拠（指示の根拠）：①会議で甲が工法変更の要求をした録音記録。②新施工計画提出時のDDC（詳細設計会、甲が雇用）の審査意見。この中に甲の要求に従って変更したと思わせる記述がある。

・経緯：2013年7月10日争議処理開始。甲との協議は、甲の指示はなかったとされ、乙の施工の都合で乙が自から工法の変更をしたとされ、乙の主張は全く聞き入れられなかった。次の台北市政府内の調停結論は、犠牲変更には触れず双方の主張金額の差が大きくて調停不能のため”不成立”とされた。その後2014年12月8日施主を提訴、そして2017年10月19日判決が出た。

台湾での契約上の争議処理手段としての争議協議と調停は、甲側への偏りが明らかに感じられた。

#### (3) 一審判決の要点

主文<sup>3)</sup>：被告は〇〇〇〇元の支払いに応じる事。2017年8月11日より5%/年の利子を支払う事。

事実と理由<sup>3)</sup>：①会議の録音記録およびDDCの審査意見から、会議で甲の変更指示は明らかに有った。

②残土処理単価は追加掘削部分のみ新単価を採用すべき。

③芯材（H鋼）の数量は（換算1本あたり）4.8t/本から9.6t/本に変更すべき

訴額の約70%が認められた。判決理由の金額算定の考え方には、上記の③、芯材の1本あたりの重量の変更も確認された。これは一審の審議中に甲の意向で第三者による金額の追加鑑定にて明言されたものであるが、当初設計の数量は実数量の半分程度しか計上されていなかったという事である（ミスとは思えない）。

甲の上訴（控訴）状は、甲からの変更指示は無かった。百歩譲って有ったとしても、設計変更後の単価は契約単価を使うべき、また一式清算項目なので当初金額の変更は不可であるというもので、上記判決の事実と理由①、②、③すべてを否定する主張となっている。

台湾の発注者は数量が不明確な仮設工事は一式工種として契約する場合が多い。これは本来実数量清算にすべき工種と思われるが、例えば交通維持の施設、誘導員の数量や占用変更の回数は部分的に一式で固定されている。一式部分は、特に争議に進む事を想定して、事実経緯や数量を確実に記録すべきである。

### 4. まとめ

工事契約には基本的に争議処理条項が入っており甲乙対等の立場で争議処理が行われることになっている。台湾では協議や調停の段階では甲の優位性がかなり強いが、訴訟での審議では必ずしも甲が優位とは限らないことが分かって来た。日本にはこの争議つまりdispute（紛争）処理条項を使用する事を嫌う文化があるが、海外工事では争議処理条項の利用は不可欠で、成功するためには「施主は神様」論は捨て、施工時に常に訴訟を意識して、記録の蓄積と乙の主張を確実に実施する事が重要である。解決までには多大な時間を費やすが、一方で争議に強くなれば、協議で解決できるようになり将来的に争議が減るという事を理解すべきである。

・参考文献

1)台北地下鉄契約約款一般条項V, 2) 同一般条項E.2, 3)台湾台北地方法院民事判決104年度建字第4号

以上